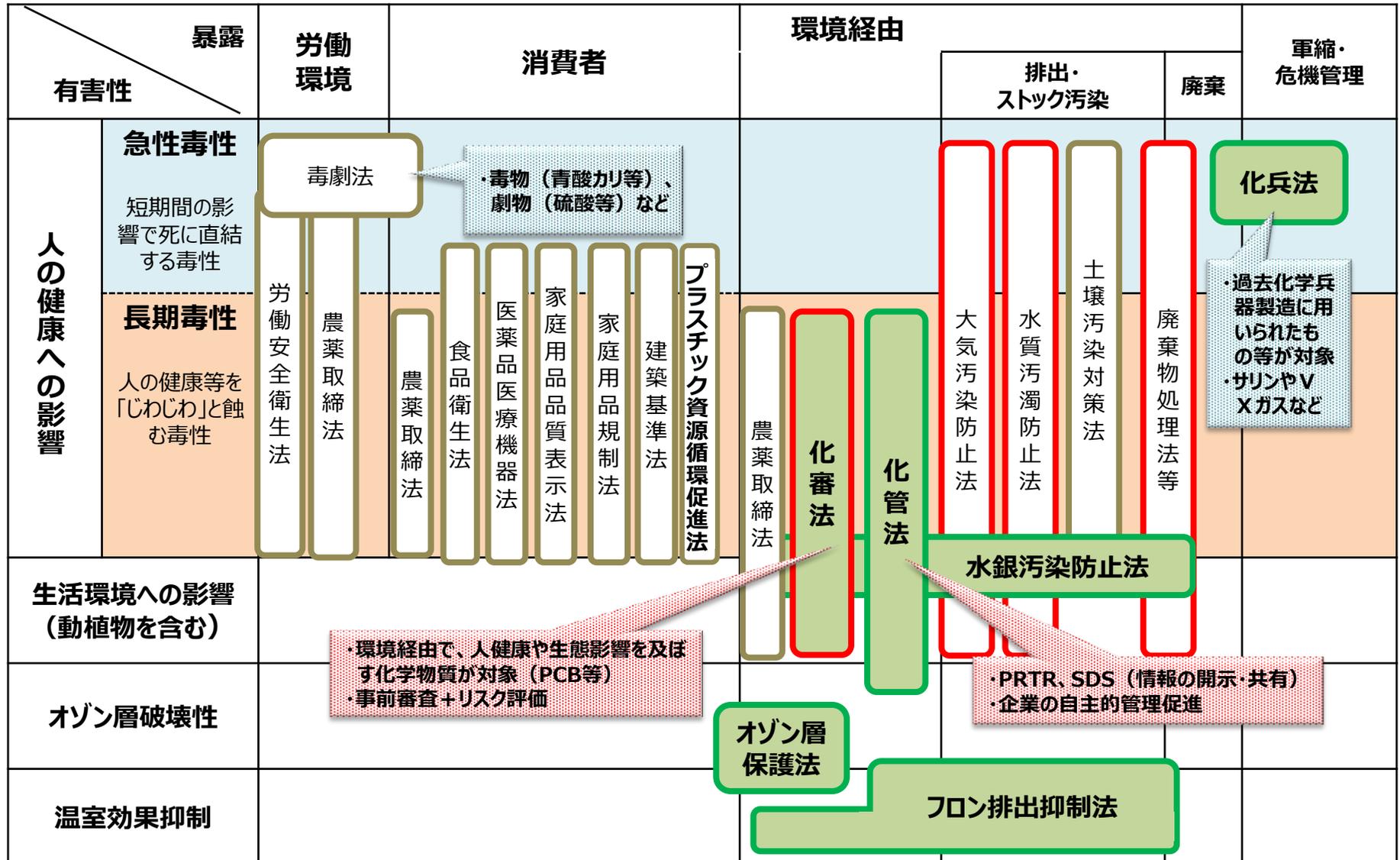


Global Framework on Chemicals (GFC) と化学物質管理政策について

令和6年8月
経済産業省
産業保安・安全グループ
化学物質管理課

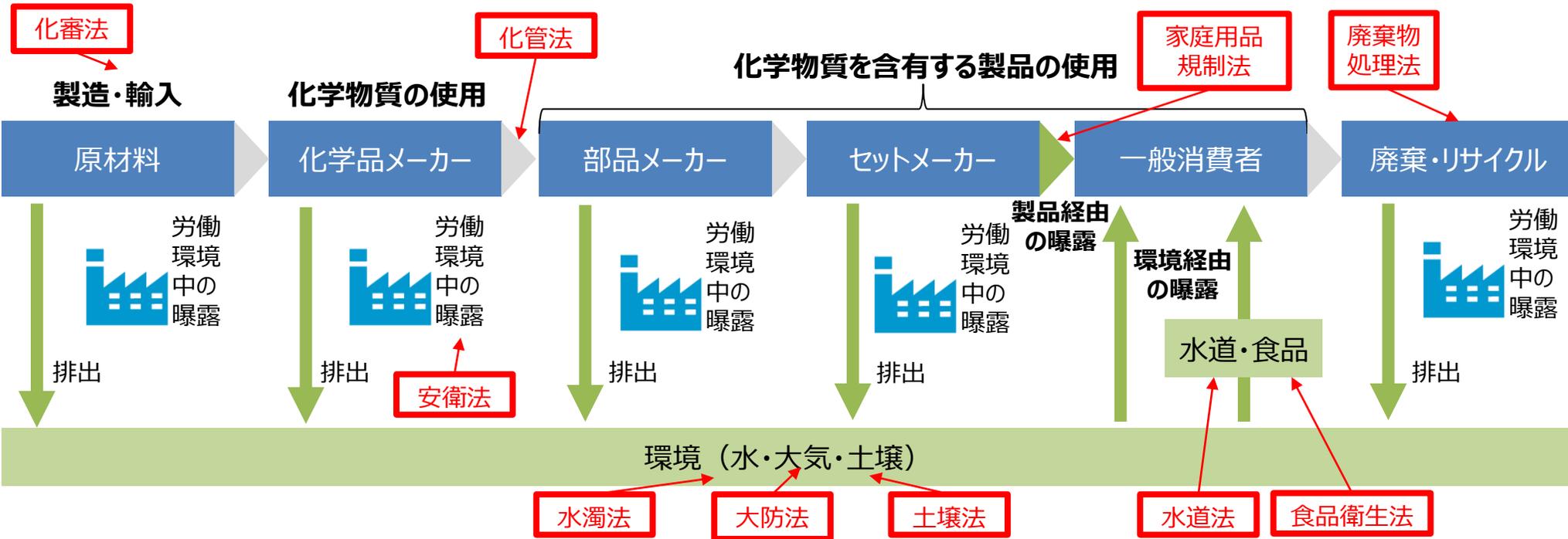
我が国の化学物質管理制度について



※経産省所管は緑色の6つの法令

サプライチェーンの各段階における化学物質規制（イメージ）

- 化学物質は、ライフサイクルの各段階で様々な主体が取り扱い、最終的には廃棄・回収される。
- 多様な経路から生じる人健康・生態系・環境への悪影響を防止するため、化学物質の取扱いについては複数法令で各種の規制が講じられている。



<行政機関の取組（法規制・情報提供）>

- ① 製造・輸出入の制限
- ② 安全性情報（有害性情報・曝露情報等）の収集
→ 化学物質のリスク評価
- ③ 法規制情報・リスク評価情報の提供

<事業者の取組（法規制対応・自主管理・情報伝達）>

- ① 製造・輸出入量の数量届出
- ② 有害性情報の報告、排出量の数量届出
- ③ 含有される化学物質情報の事業者間伝達
- ④ 管理指針の策定、自主的なリスク評価

(参考) 化学物質管理に関する国際枠組みの経緯

1972年

国連人間環境会議（ストックホルム）
急激な経済成長に伴う環境への影響を考慮し世界で初めて環境問題について議論された会議。
「人間環境宣言」が策定され、人間環境を守る宣言と守るために必要な26の原則が記されている。この人間環境宣言を実行するためにUNEPが設立された。

人間環境宣言

第6原則 有害物質の排出規制

生態系に重大又は回復できない損害を与えないため、有害物質その他の物質の排出及び熱の放出を、それらを無害にする環境の能力を超えるような量や濃度で行うことは停止されなければならない。環境汚染に反対するすべての国の人々の正当な闘争は支持されなければならない。

1992年

地球サミット（リオデジャネイロ）
人と国家の行動原則を定めた「環境と開発に関するリオ宣言」およびその行動計画である「アジェンダ21」が採択された。
そのほか気候変動と生物多様性に関する条約も署名が開始した。

環境と開発に関するリオ宣言 第15原則

環境を保護するため、**予防的取組方法**は、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として使われてはならない。

アジェンダ21

第19章 有害化学物質の環境上適正な管理

2002年

持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）

（ヨハネスブルグ）

「アジェンダ21」の見直しが行われたほか、実施促進のための「ヨハネスブルグ実施計画（WSSD2020年目標）」が採択された。また、化学物質管理の危険性を考慮するハザードベース管理から曝露量を考慮するリスクベースを踏まえた管理方法が提案された。

WSSD2020年目標

- ・POPs条約、PIC条約の発効
- ・**SAICM**の2005年までの策定
- ・GHSの2008年までの実施促進
- ・化学物質・有害廃棄物の適正管理
- ・有害化学物質、廃棄物の国際不法取引、移動処分による損害防止
- ・情報取得促進（PRTR等）
- ・重金属（水銀等）によるリスク軽減促進



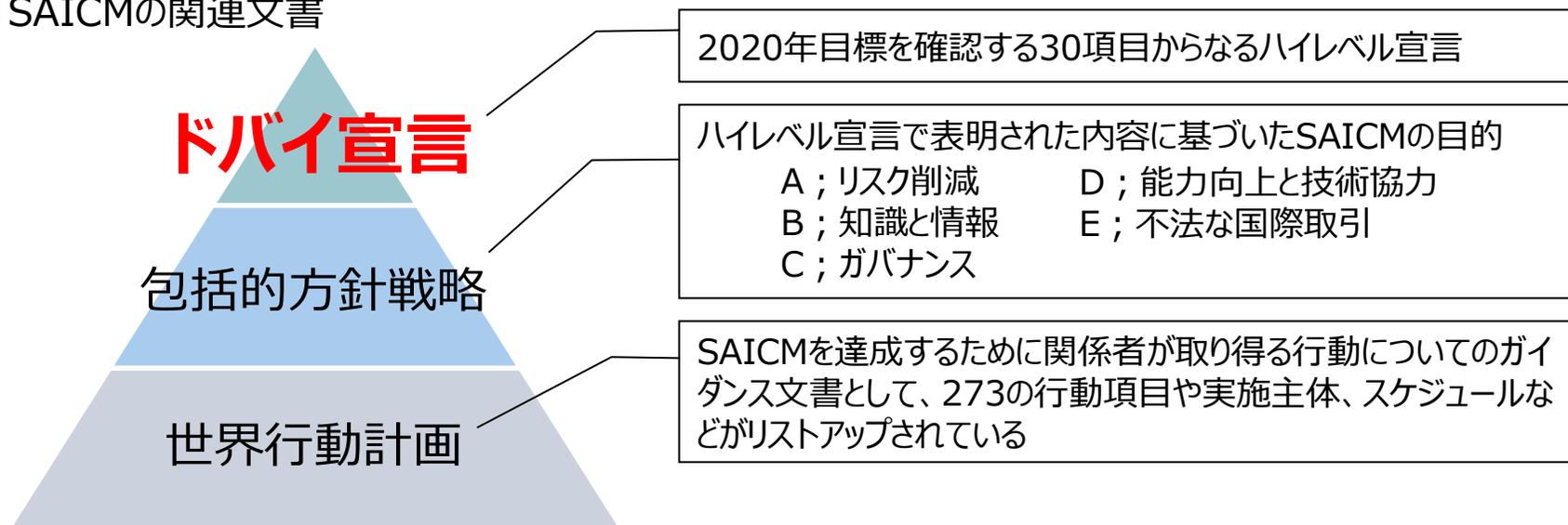
SAICM（国際的な化学物質管理に関する戦略的なアプローチ）

※Strategic Approach to International Chemicals Management

- SAICMは、WSSD2020年目標※を達成するための方策として採択された、**法的拘束力のない**、マルチセクター、マルチステークホルダーによる国際的な枠組み（**第1回国際化学物質管理会議（ICCM1, 2006年2月）**で採択され、UNEPで承認）

※「予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す」

■ SAICMの関連文書



→マルチステークホルダーが参加する国際化学物質管理会議（ICCM）でSAICMの策定、進捗状況確認を実施



※1 ナノ材料、製品中化学物質、電気電子製品の有害物質、塗料中鉛 ※2 内分泌攪乱物質、※3 環境残留性医薬汚染物質

SAICMの評価

- 2020年以降の枠組みを検討するため、2019年9月に、2006年から2015年までのSAICM活動に関する第三者評価が行われ、強みと課題が整理された。

SAICMの強み・成功事例

- ・ボランタリーアプローチによる多様なステークホルダーの参加。
- ・新規政策課題（EPIS）の指定による優先順位を付けた課題への取組。
⇒ 課題別にステークホルダーの連携を促進。特に、塗料中鉛対策は成功
- ・途上国での能力構築が進展。
(Quick Start Programmeプロジェクトの承認・完了)

⇒2020年以降の枠組みにおいても、ボランタリーアプローチ、多様なステークホルダーの参加という特徴を保持することが重要。

SAICMの課題・教訓

- ・リソース（資金・人材）不足に伴う取組の遅延・停滞。
- ・進捗管理手法が未熟でアウトプット偏重（アウトカム・インパクト軽視）。
- ・製品中化学物質や有害性・リスク評価データの共有が限定的。
- ・取組を支援する科学的機関が存在せず、学術界の参加が限定的。
- ・産業界の参加が限定的（化学産業のみ。下流の業界が不参加）。
- ・国内窓口機関の実施能力不足（環境部門と他部門の政府内連携、政治的優先順位の低さ、予算不足）

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）

- SAICM（国際的な化学物質管理に関する戦略的なアプローチ、平成18（2006）年採択）の後継として、法的拘束力のない、マルチセクター（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）におけるマルチステークホルダー（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）によるライフサイクル全体を通じた化学物質管理の枠組みとして、**「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」**が令和5年9月に採択。

■ GFC関連文書および枠組み構成



リオ宣言に沿った化学物質管理の推進
循環型社会の推進
化学物質に関する情報アクセス

スコープ（適用範囲）：
化学物質のライフサイクル
（製品と廃棄物段階を含む）

ビジョン：
安全で健康的かつ持続可能な未来のために、
化学物質や廃棄物の
有害な影響から解放された世界

目的：
化学物質と廃棄物の有害な影響の防止
または最小化

	戦略目的	ターゲットの数
A	法的枠組み、組織的メカニズム及び能力の整備される	7
B	知識・データ・情報が生成され、全ての人々がアクセス可能になる	7
C	懸念事項が特定され、優先順位付けされて対処される	1
D	より安全な代替と革新的で持続可能な解決策が製品バリューチェーンが存在する	7
E	リソースの動員、パートナーシップ、協力、能力形成、意思決定プロセスへの統合を通じて実施が強化される	6

化学物質管理課所管法令と国際条約

赤字は所管省庁

法律

化学物質審査規制法（化審法）（1973年成立） **厚経環**

- ・化学物質の製造・輸入に関する上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止することを目的とする。
- ・新規化学物質及び既存化学物質が環境を経由して人・生態系に与える影響を評価し、製造、輸入、使用等を規制。

化学物質排出把握管理促進法（化管法）（1999年成立） **経環**

- ・事業者による化学物質の排出量等を公表させることで自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。
- ・PRTR制度：事業所（3.2万）の排出・移動量公表
- ・SDS制度：有害性情報を書面で提供、国際標準化（GHS準拠）

オゾン層保護法（オゾン法）（1988年成立） **経**

- ・モントリオール議定書に基づく特定フロン・代替フロンの生産量・消費量の削減義務を履行するため、特定フロン・代替フロンの製造及び輸入を規制。

フロン排出抑制法（2001年成立） **経環**

- ・フロン類の排出抑制を目的として、業務用冷凍空調機器からの廃棄時のフロン回収義務に加え、フロン類使用機器の管理など、フロン類のライフサイクル全般にわたる排出抑制対策を規定。

化学兵器禁止法（化兵法）（1995年成立） **経**

- ・化学兵器禁止条約の適確な実施を確保するため、化学兵器の製造、所持等を禁止。
- ・特定物質（サリン等）の製造・使用等に係る規制の他、指定物質（ホスゲン等）等、条約に基づく一定の化学物質に係る製造等の届出義務を規定。

水銀汚染防止法（2015年成立） **経環**

- ・水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止することを目的とする。
- ・水銀及びその化合物を使用した製品の製造等を規制。

国際条約

ストックホルム条約（2001年採択）

- ・PCB等の残留性有機汚染物質の製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減を規定。

PRTR制度の導入に関するOECD勧告（1996年）

- ・事業者自らが化学物質の環境への排出量等を把握し、国に届出を行い、国がその排出量等を公表する制度の導入を勧告。

モントリオール議定書（1987年採択）

- ・オゾン層破壊物質である特定フロン、地球温暖化に深刻な影響をもたらす代替フロンの生産量・消費量の段階的削減を規定。

化学兵器禁止条約（1992年採択）

- ・サリンなどの化学兵器の開発、生産、保有などを包括的に禁止。
- ・国際機関(OPCW)に対する一定の化学物質の生産等に関する情報の申告義務や現地検査の実施等を規定。

水銀に関する水俣条約（2013年採択）

- ・水銀の一次採掘の禁止から貿易、水銀添加製品や製造工程、大気への排出、水銀廃棄物に係る規制に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める。

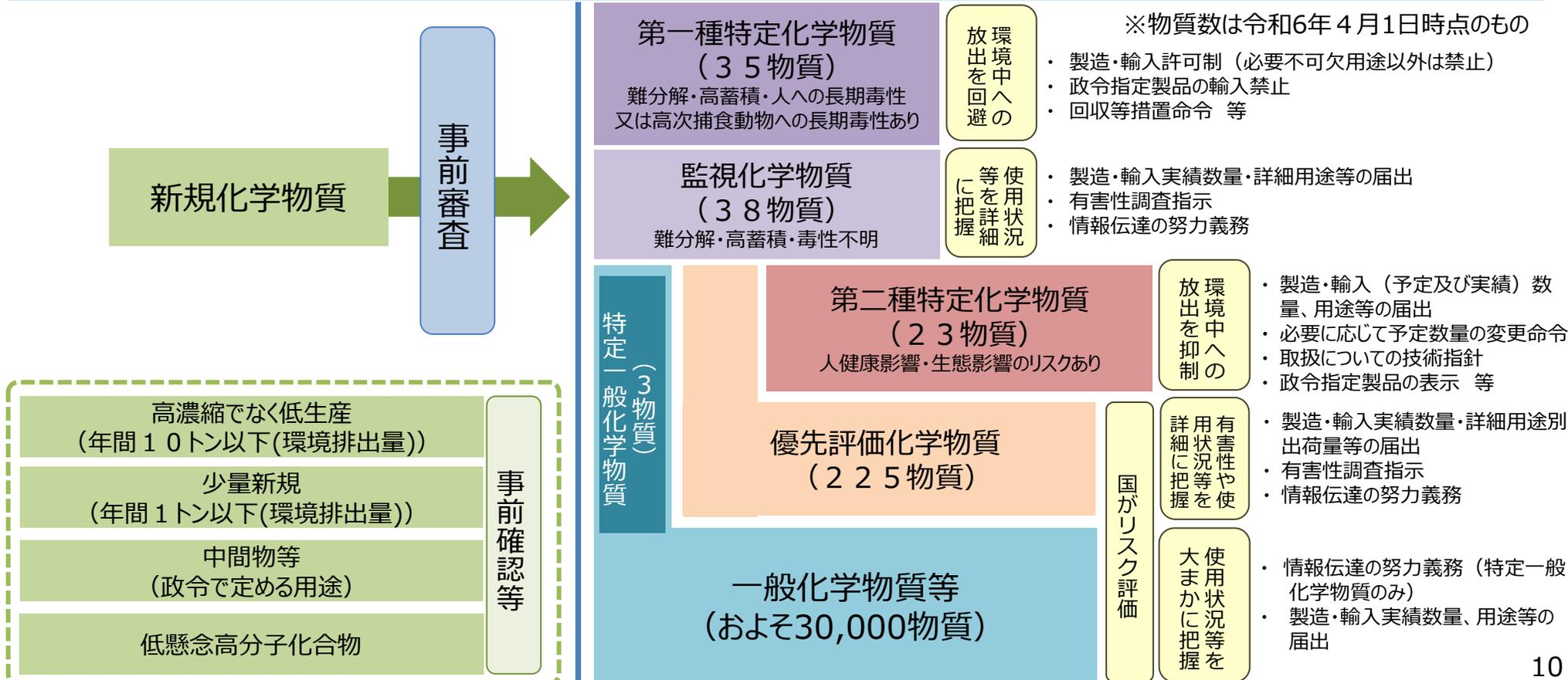
【参考】所管法令の近年の改正状況（予定を含む）

- 化学物質は、広く利用され、我々の生活の質の向上に大きく寄与しているものの、潜在的に人健康や環境に悪影響を与え得るものでもあり、国際的な約束や取組みに協調しつつ、適切な化学物質管理規制の運用をしていくことが必要不可欠。
- その際、安全性の確保を前提としつつ、新たな技術や知見を活用しながら、日本の産業競争力の維持・強化に向け、イノベーションを促進する制度を構築することが重要。

法律名	改正の概要
化審法	2022年ストックホルム条約の第10回締結国会議（COP10）でPFHxS等が廃絶対象物質に追加されたことを受け、2024年2月からPFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩の規制を開始。COP11（2023年5月）で廃絶対象物質に追加された、デクロンプラス、メキシクロル、UV-328についても第一種特定化学物質に指定する政令改正を予定。
化管法	化管法の施行状況や科学的知見の蓄積の状況等を踏まえ、化管法の対象物質の見直しを実施。具体的には、第1種指定化学物質（PRTR制度、SDS制度の対象）は462物質から515物質に、第2種指定化学物質（SDS制度の対象）は100物質から134物質に。2023年4月1日から新規指定化学物質の排出量・移動量の把握とSDSの提供が開始。
フロン排出抑制法	告示において、第一種特定製品の管理者に対してフロンの漏えい防止のために当該製品の簡易・定期点検を義務付けているところ、規制改革ホットラインに寄せられた要望を受けて、2022年8月に、IoTを活用した「常時監視システム」を用いて、漏えい又は故障等を早急に発見するために必要な措置がとられている場合は、簡易点検に代えるものとする改正を実施。
水銀法	2022年3月水俣条約の第4回締約国会議第二部会合（COP4.2）で、電球形蛍光灯（CFL-i）、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光灯（水銀量にかかわらず）等の水銀添加製品について、製造・輸出入の禁止が決定。これを受け、今後政令改正（特定水銀使用製品に指定）し、2026年1月から蛍光灯等の種類に応じて順次規制予定。

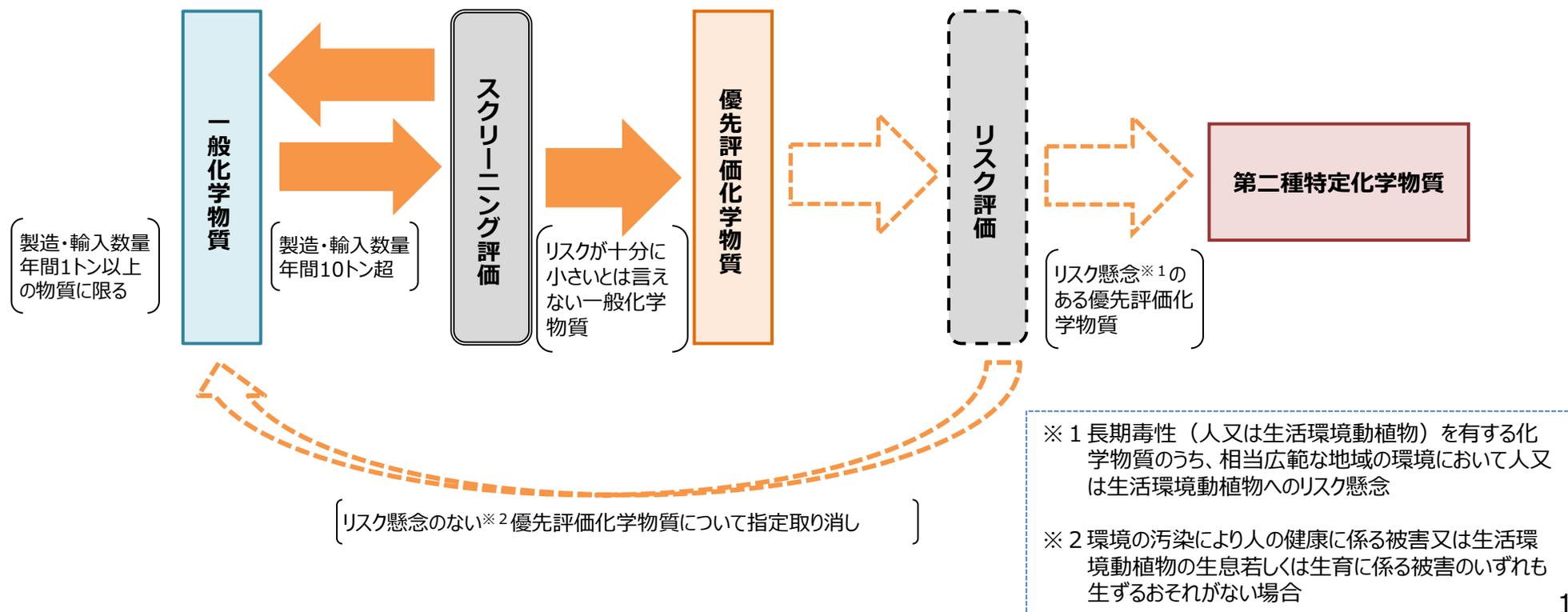
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）

- 化審法においては、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染の防止を目的として、
 - ① 新たに製造・輸入される化学物質に対する事前審査制度
 - ② 化学物質の製造・輸入数量の把握（事後届出）、有害性情報の報告等に基づくリスク評価
 - ③ 化学物質の性状等（分解性、蓄積性、毒性、環境中での残留状況）に応じた規制及び措置を講じている。



優先評価化学物質に係るリスク評価

- 一般化学物質についてスクリーニング評価を行い、リスクが十分に小さいとは言えない物質を選定し、優先評価化学物質に指定。スクリーニング評価は毎年継続的に実施。
- 優先評価化学物質について段階的にリスク評価を実施し、長期毒性（人又は生活環境動植物）を有する化学物質のうち、相当広範な地域の環境において人又は生活環境動植物へのリスク懸念が認められる場合、第二種特定化学物質に指定（リスク懸念がない場合は一般化学物質となる）。



【参考】化審法の改正経緯

- 昭和48年（1973年）の制定後、社会的背景や国際的な整合性を勘案しながら、4回の法改正を実施。

昭和48年（1973年）制定 ※昭和49年4月6日施行

- ポリ塩化ビフェニル（PCB）による環境汚染問題を契機に、PCB及びそれに類似する化学物質による環境汚染の未然防止のため制定。
- 新規化学物質の事前審査制度を設けるとともに、難分解性、高蓄積性及び人への長期毒性を有する化学物質を「特定化学物質」として、その製造と輸入を規制。

昭和61年（1986年）の改正点 ※昭和62年4月1日施行

- 難分解性ではあるが、高蓄積性を有さず、かつ相当広範な地域に残留している化学物質（トリクロロエチレン等）を「第二種特定化学物質」として規制。

平成15年（2003年）の改正点 ※平成16年4月1日施行

- 人への健康影響に加えて動植物への影響の観点も含めた審査・規制制度、それらの影響のおそれがありえるとされた物質（監視化学物質）の全国数量の把握制度、環境への放出可能性が小さい化学物質に対する審査の効率化（中間物等の特例制度）等の導入。

平成21年（2009年）の改正点 ※平成23年4月1日完全施行

- 既存化学物質を含む全ての化学物質について、一定数量以上製造・輸入した事業者に対して、その数量等の届出を義務付け。国は上記届出を受けて、詳細な安全性評価の対象となる化学物質（優先評価化学物質）を絞り込み、リスク評価を実施。

平成29年（2017年）の改正点 ※平成31年1月1日完全施行

- 新規化学物質の審査特例制度における国内総量規制を製造・輸入数量から環境排出数量に変更。
- 一般（新規）化学物質のうち、毒性が強いものを「特定一般（新規）化学物質」として指定。

化管法[※]の概要

※特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

- 事業者による化学物質の自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。
- 事業者は国が定める化学物質管理指針に留意した化学物質管理を実施するとともに、進捗状況等の情報提供を行う等国民の理解を図るよう努めなければならない。

※指定化学物質等取扱い事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針

PRTR制度

(Pollutant Release and Transfer Register)



- 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者が把握し、国に報告。
- 国は、事業者から届出された排出量・移動量の集計結果及び届出対象外の推計排出量を併せて公表。

<対象化学物質>

第一種指定化学物質（515物質）が対象。

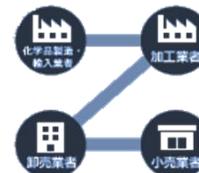
※令和5年4月改正政令施行により対象化学物質が462物質から変更。

<対象事業者>

- 対象業種：政令で指定する24業種を営む事業者
- 従業員数：常用雇用者数21人以上の事業者
- 取扱量等：第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.5t以上）ある事業所を有する事業者等

SDS制度

(Safety Data Sheet)



- 有害性のおそれのある化学物質及び当該化学物質を含有する製品を、事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質の性状及び取扱い情報を提供することを義務づける制度。
- 化学物質の適正管理に必要な情報提供を義務づけ、事業者による自主管理を促進する。

<対象化学物質>

第一種指定化学物質（515物質）及び第二種指定化学物質（134物質）が対象。

※令和5年4月改正政令施行により対象化学物質が変更（第一種：462物質、第二種：100物質）。

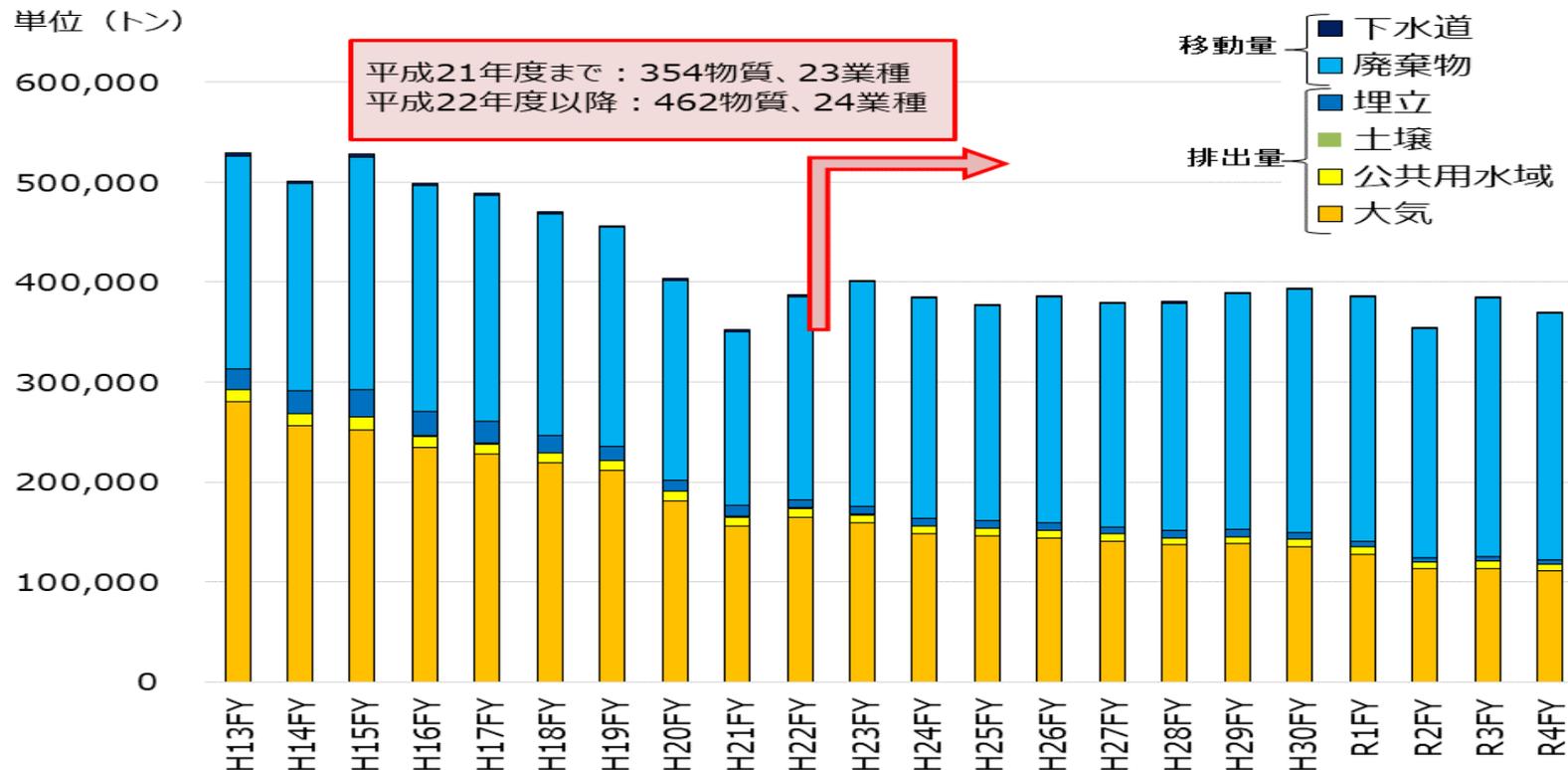
<対象事業者>

- 対象業種・従業員数・取扱量等に関わらず、指定化学物質及び指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）含有する製品を国内において他の事業者へ譲渡・提供する事業者が対象。

2022（令和4）年度PRTR届出排出・移動量の概要

- 2022（令和4）年度における排出量・移動量は、369千トン（前年度比4.0%減）
 排出量 122千トン（前年度比2.5%減）
 移動量 247千トン（前年度比4.7%減）
 ※届出事業所数 約3.2万事業所
- 当該年度の届出外排出量（対象外事業者、家庭、移動体）は、187千トンと推計

＜届出排出量・移動量の推移＞



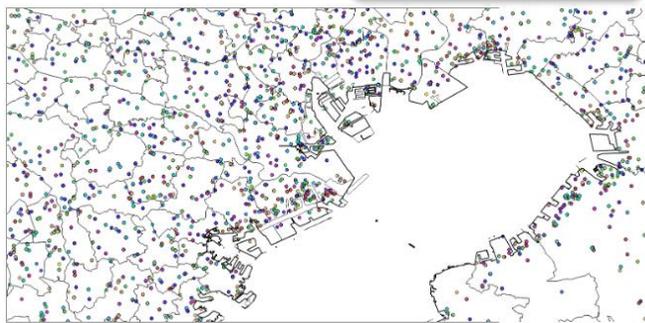
化学物質の排出状況等の情報提供

- PRTR制度に基づき届出・推計されたデータ（事業所データ、排出量データ、推計濃度データ*）については、NITEウェブサイト上で公開。

*AIST-ADMERを用いて大気中推定濃度を計算

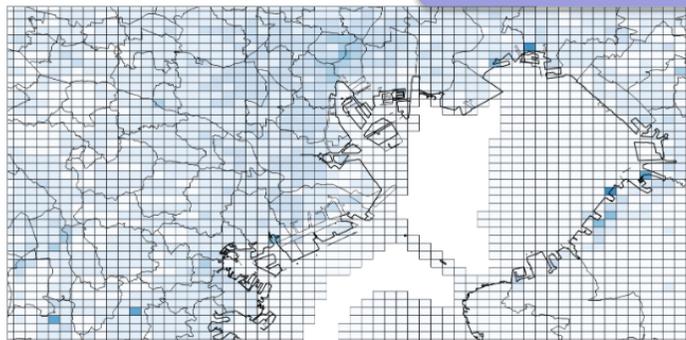
- ダウンロードデータは地図情報システム（GIS）ソフトにより、独自にデータの表示、解析、加工が可能。

事業所データの利用例



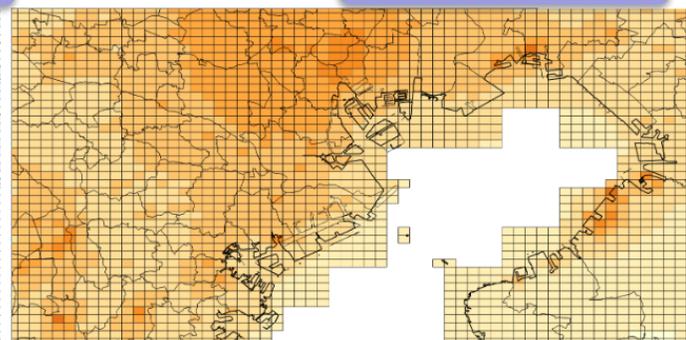
(出典) NITEウェブサイト

排出量データの利用例



(出典) NITEウェブサイト

推計濃度データの利用例



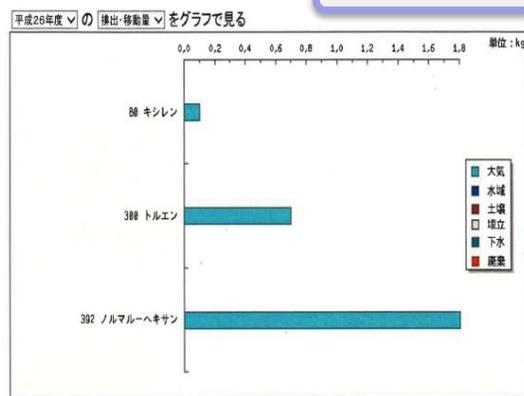
(出典) NITEウェブサイト

事業所マップ



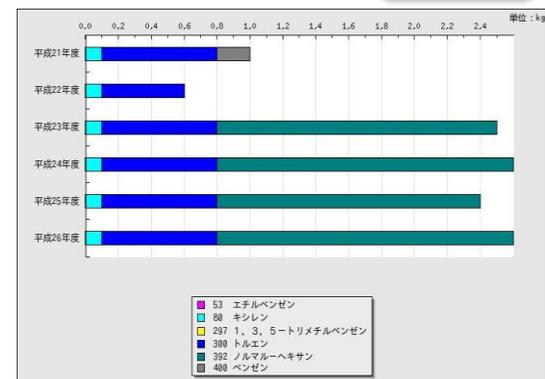
(出典) 環境省：PRTRインフォメーション広場

排出量・移動量



(出典) 環境省：PRTRインフォメーション広場

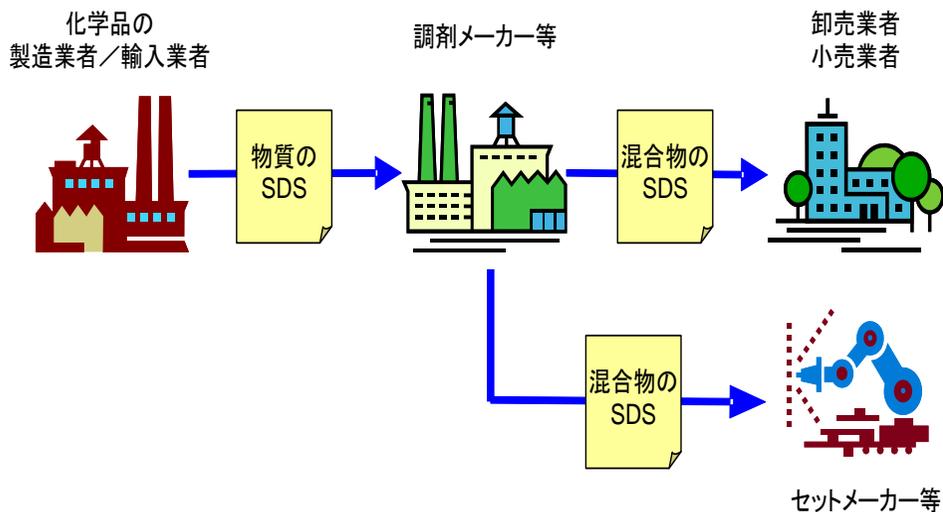
経年変化



(出典) 環境省：PRTRインフォメーション広場

SDS制度

- **SDSとは、化学品の安全な取り扱いを確保するために、化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書（Safety Data Sheet：安全データシート）。**
- **事業者間で化学品を取引する時までに提供し、化学品の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を、供給者側から受け取り側の事業者へ伝達するための仕組み。**
- SDSは、これらの化学品を使用して作業をする労働者等にとって、取り扱い時等において、非常に有益な情報伝達ツールとなる。
- GHSにおいては、次の16項目の情報を、この順番どおりに記載することになっている。
- 日本国内では、JIS Z7253「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」に、SDSの記載項目等が規定されている。



SDSの記載項目

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 化学品及び会社情報 | 9. 物理的及び化学的性質 |
| 2. 危険有害性の要約 | 10. 安定性及び反応性 |
| 3. 組成及び成分情報 | 11. 有害性情報 |
| 4. 応急措置 | 12. 環境影響情報 |
| 5. 火災時の措置 | 13. 廃棄上の注意 |
| 6. 漏出時の措置 | 14. 輸送上の注意 |
| 7. 取扱い及び保管上の注意 | 15. 適用法令 |
| 8. ばく露防止及び保護措置 | 16. その他の情報 |

【参考】GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）

※GHS:The Globally Harmonized System of classification and labelling of chemicals

- 国連GHS文書により国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類・表示方法。
- GHSは、欧州各国、米国、ロシア、中国等をはじめ92カ国で導入されている。
- 分類方法や表示の仕方が調和できれば、各国の情報提供規則への対応のみで輸出可能となり、対応コストが減少する。

GHSによる分類・表示

ラベル



ラベルにより、化学品の危険有害性情報や適切な取扱い方法を伝達

SDS(安全データシート)



事業者間の取引時にSDSを提供し、化学品の危険有害性や適切な取扱い方法等を伝達

現状

各国ごとの試験・評価の実施



不要

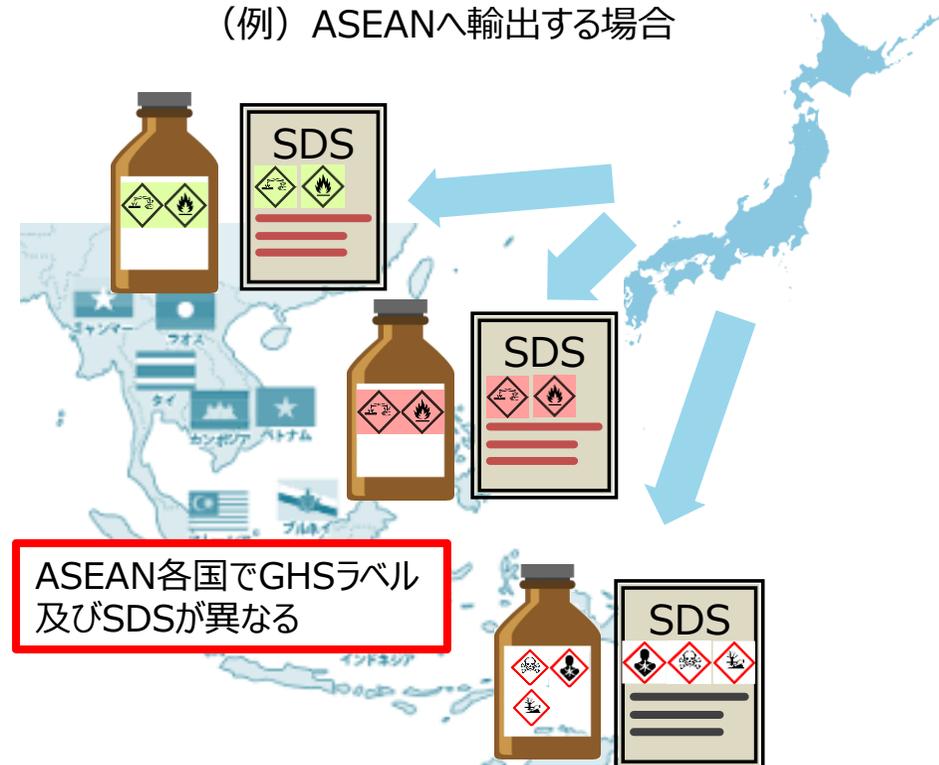
GHS分類や取扱上の注意点等の変更



不要

各国の情報提供規則への対応のみで、各国試験・評価への個別対応が不要となる

(例) ASEANへ輸出する場合



【参考】NITEによる化学物質管理情報の整備

化学物質の有害性等の情報の整備提供



化学物質の評価と管理に必要な情報を収集・整備し、インターネット上で公開。

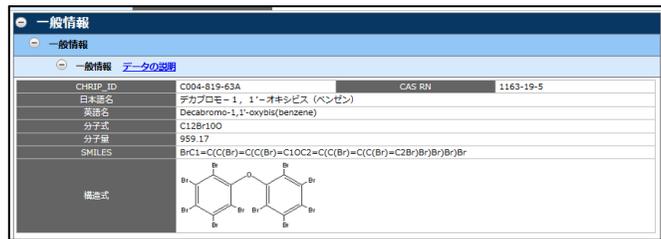
化審法データベース (J-CHECK)

- 化審法に関わる情報を収載したデータベース



化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP)

- 約30万物質の国内や海外法規制情報、有害性リスク評価等の情報を収載



日ASEAN化学物質管理データベース (AJCSD)

- ASEANから提供された法規制対象物質(約2万5千物質)やGHS分類結果等の情報を収載



GHS (化学品の分類および表示に関する世界調和システム) の総合的な情報提供

GHSに関する総合的な情報提供サービスサイト (GHSコンシェルジュサービスサイト) を運用。

GHS総合情報提供サイト



- 政府実施のGHS分類結果の公表
- 英語版作成、分類結果が一目でわかるNITE統合版の公表
- GHSの理解とSDS作成支援のための情報提供と教育・学習資料等の公開



GHS混合物分類判定ラベル・SDS作成支援システム (NITE-Gmiccs)

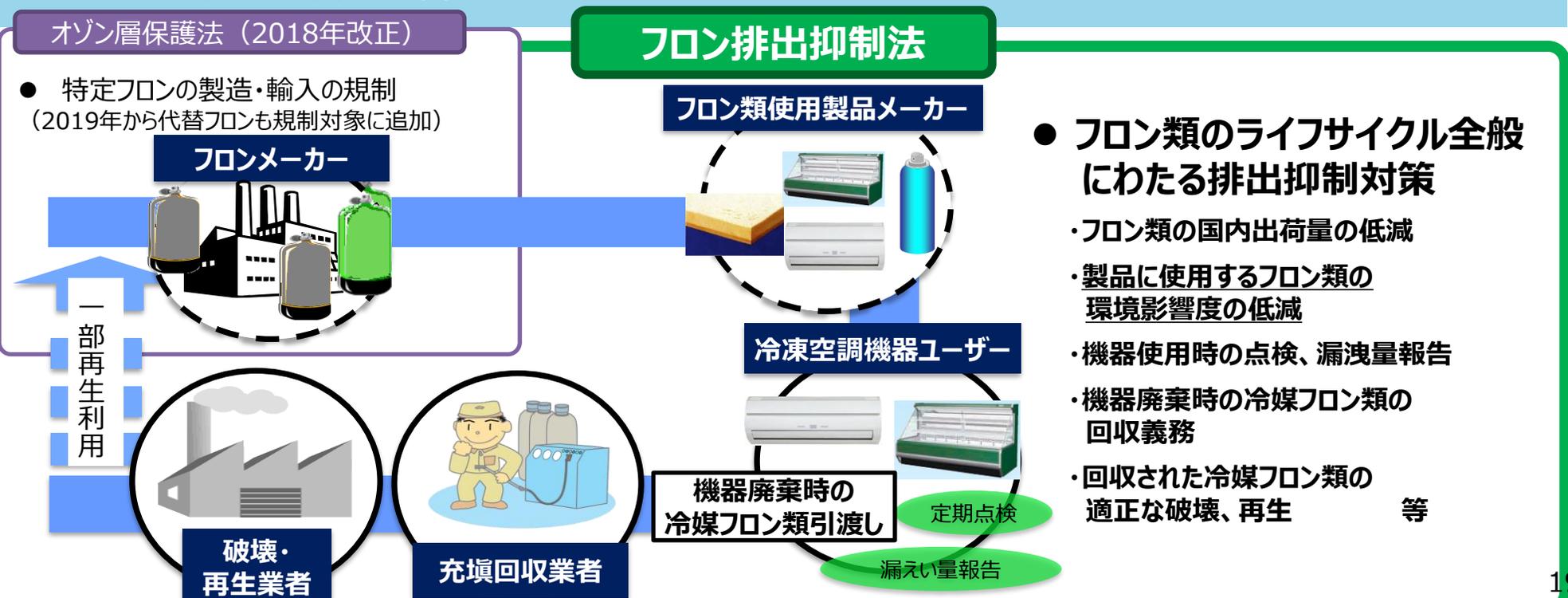


- 化学品(混合物)のGHS分類を自動で判定し、SDS・ラベルの作成を支援するWebツール



フロン対策制度の全体像

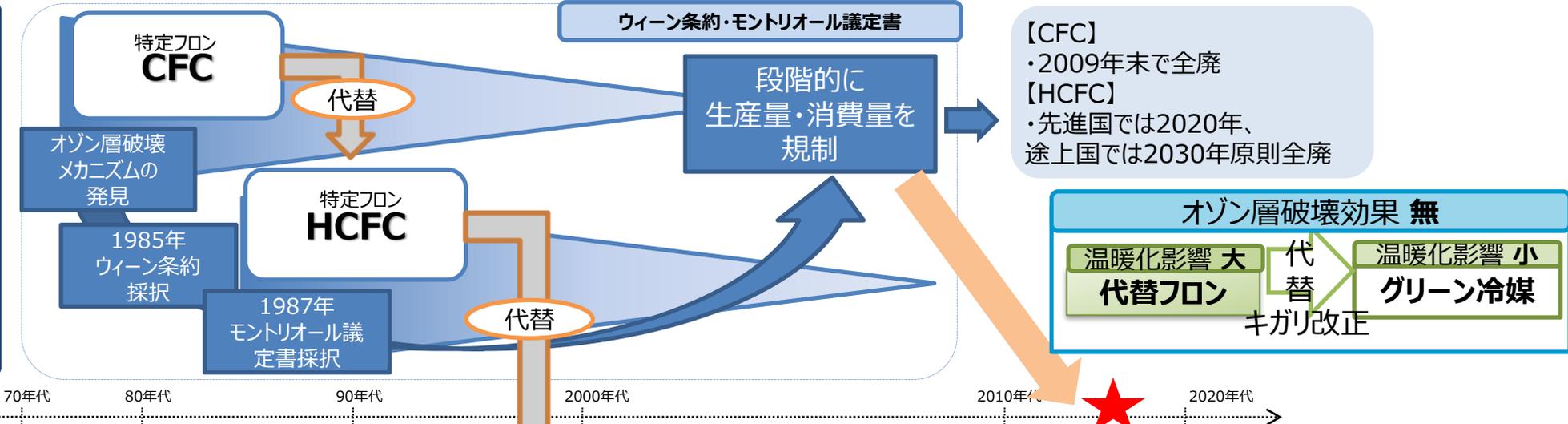
- **オゾン層保護法**：モントリオール議定書に基づく特定物質等（特定フロン及び代替フロン）の生産量・消費量の削減義務を履行するため、製造及び輸入の規制措置を講ずるもの。2016年のキガリ改正を受け、**2018年7月に改正し、2019年1月から代替フロンも規制対象**に追加された。
※環境省との共管だが、経済産業省は特定物質等の製造・輸入の許可・承認等を専管。
- **フロン排出抑制法**：フロン類（特定フロン及び代替フロン）のライフサイクル全般にわたる排出抑制対策（フロン類使用機器の管理及び機器廃棄時のフロン類回収義務など）を規定。**2019年6月に改正し、機器廃棄時のフロン類回収率向上に向けて、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによるフロン類回収が確実に行われる仕組みを導入**（2020年4月1日施行）。
※経産省・環境省の共管。



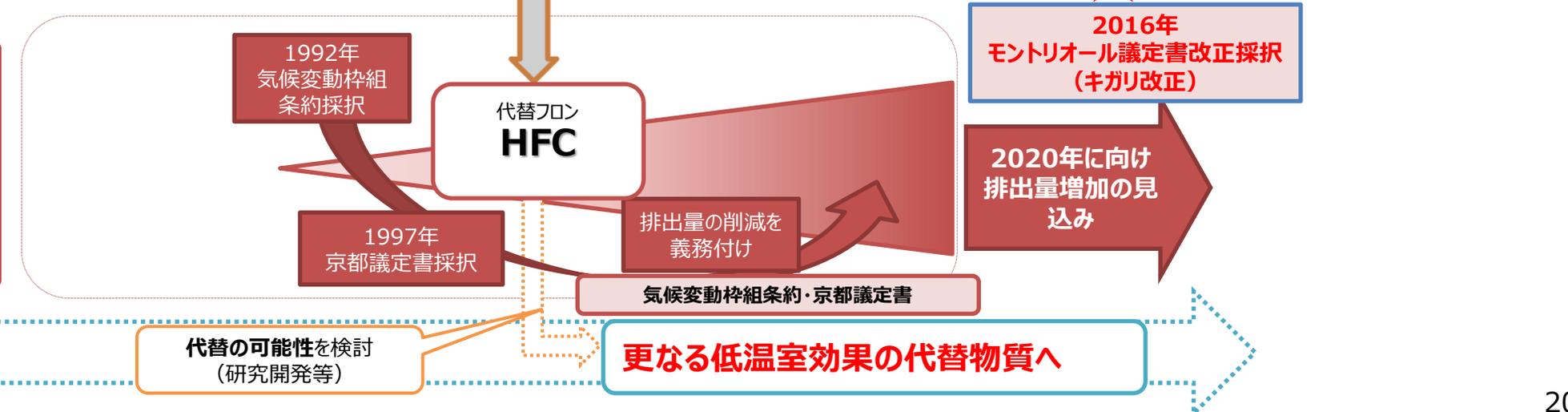
国際的なフロン対策 モントリオール議定書

- 国際的な取組として、モントリオール議定書により特定フロンを抑制、オゾン層を保護してきた。
- **2016年には、地球温暖化の防止に貢献するルワンダのキガリにて議定書が改正され、代替フロンについても、温室効果が高く地球温暖化に影響を与えることに鑑み、生産量・消費量の削減義務が課されることとなった。**これを受け、国内担保措置として、2018年6月にオゾン層保護法を改正し、代替フロンの製造及び輸入を規制する等の措置を講じた。

オゾン層保護



地球温暖化防止



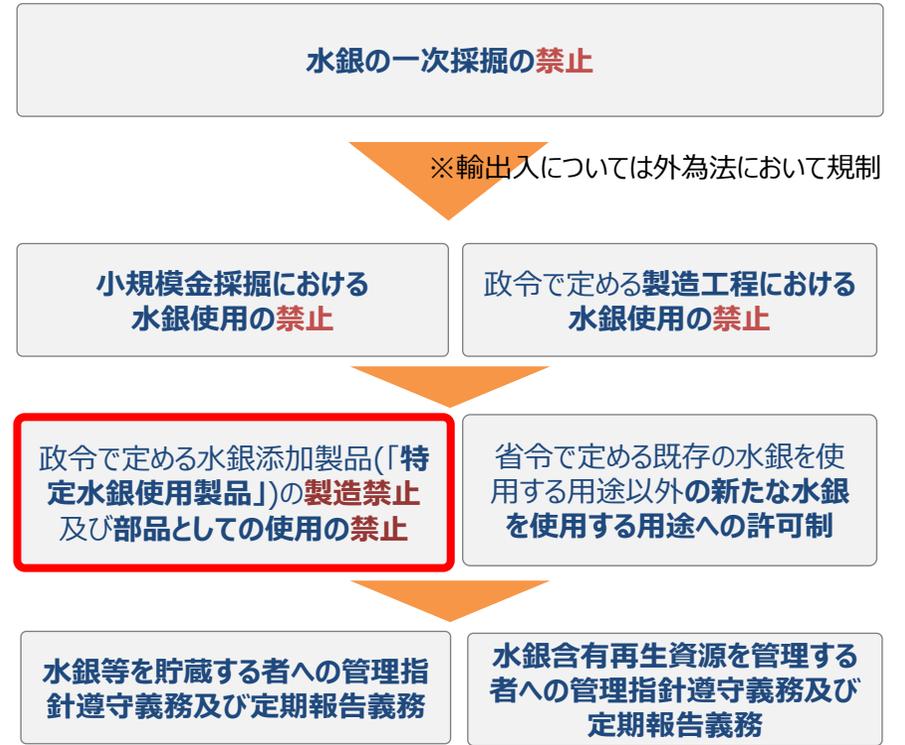
水銀に関する水俣条約及び水銀汚染防止法

- 世界規模で水銀対策を行う必要性が認識され、水俣病を経験した我が国として、世界の水銀対策に主導的に取り組むことが必要との認識のもと、**2013年10月に「水銀に関する水俣条約（水俣条約）」が採択され、2017年8月に発効。**
- **水俣条約を国内実施するために制定された「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）」（2017年8月施行）**において、蛍光灯、体温計、血圧計などを「**特定水銀使用製品**」として指定し、その**製造禁止等**について措置。

水銀に関する水俣条約



水銀汚染防止法（経・環共管）



国内法における水銀添加製品の製造及び輸出入規制

- 水俣条約発効時(2017年)には、主に水銀含有量が5mgを超える蛍光灯について、2020年末までの廃止を決定。国内では2018年から製造及び輸出入の規制を開始。
- 第4回(2022年3月)・第5回(2023年11月)締約国会議において、残りの蛍光灯もその種類に応じ2027年末までの廃止が決定。これを受け、国内担保法である水銀汚染防止法(施行令)を改正し、同製品の製造等を規制する予定。※輸出入は、外為法上で担保。
- 規制は製品によって2026年(再来年)1月1日、2027年(3年後)1月1日、2028年(4年後)1月1日より段階的に導入。※既存製品や在庫は継続使用可能。

	電球形蛍光灯	コンパクト形蛍光灯	直管形蛍光灯 (三波長形)	直管形蛍光灯 (ハロゲン酸塩系)	非直管形蛍光灯	冷陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯
用途	一般照明用途					電子ディスプレイ用途
写真						
COP4,5 (2022-2023) で合意した追加規制 【廃止期限】	30W以下 かつ 水銀含有量 5 mg以下 【2025年末】 <2026年1月1日>	30W以下 かつ 水銀含有量 5 mg以下 【2026年末】 <2027年1月1日>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 60W未満 かつ 水銀含有量 5 mg以下 ・ 60W以上 かつ 水銀含有量 5 mg以下 ・ 60W以上 かつ 水銀含有量 5 mg超 【2027年末】<2028年1月1日> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 40W以下かつ 水銀含有量 10mg以下 ・ 40W超 【2026年末】<2027年1月1日> 	全ての三波長形 【2027年末】 <2028年1月1日>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長さ500mm以下 かつ 水銀含有量3.5mg超 ・ 長さ500mm超 1,500mm以下かつ 水銀含有量5mg超 ・ 長さ1,500mm超 かつ 水銀含有量13mg超 以外全て 【2025年末】 <2026年1月1日>
※水銀法施行令改正による規制開始予定日	上欄を除く全ての電球形・コンパクト形蛍光灯 【2026年末】 <2027年1月1日>				全てのハロゲン酸塩系 【2026年末】 <2027年1月1日>	

蛍光灯製造廃止に係る周知活動

- 2027年末の一般照明用の蛍光灯製造廃止に向け、まずは本年2月、環境省と共同名義で関係省庁・業界団体・地方自治体に通知文を発出。今後、政令改正を期に、関係省庁等と連携しながら、各種媒体を活用した周知活動を実施予定。また、日本照明工業会も、一般消費者に対する周知活動を強化予定。

2024年2月

一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入は2027年までに廃止されます

2023年11月の「水銀に関する水俣条約 第5回締約国会議」において、一般照明用の²の蛍光灯の製造・輸出入を、2027年までに段階的に廃止することが決定されました。既に使用している製品の継続使用、廃止日までに製造された製品（在庫）の売り買い及びその使用が禁止されるものではありません。

廃止の時期（蛍光灯の種類ごとに廃止時期が異なります。）

種類	直管蛍光灯	環形蛍光灯	コンパクト形蛍光灯
廃止年月日	2027年12月31日(※)	2027年12月31日(※)	2026年12月31日
写真(例)			

(※) 直管蛍光灯と環形蛍光灯には一般タイプの「ハロリン酸塩系」蛍光灯とプレミアムタイプの「三波長系」蛍光灯との二種類があり、互換性があります。後者の方が高効率でより明るい仕様です。「ハロリン酸塩系」が2026年末、「三波長系」が2027年末に、製造・輸出入が廃止されます。

一般照明用蛍光灯の表示例

製品本体に付された品番が「F」で始まるものが蛍光灯です。（蛍光灯に印字された品番に、三波長系蛍光灯のみ「3波長形」または「EX」と表示ありますが、これらの表示がないものはハロリン酸塩系のランプです。）



海外製品では品番の表記が異なることがありますので、お手持ちの製品が蛍光灯がわからない場合は、お近くの蛍光灯取扱店またはメーカーにお問い合わせください。

LED照明への切り替え

一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入の廃止に伴い、LED照明への計画的な更新をお願いいたします。切り替え工事が必要な場合もあります。

LED照明への切り替えが難しい場合は、あらかじめ電気工事店等に交換用の蛍光灯確保についてご相談ください。

【本件に関するお問合せ先】

経済産業省 化学物質管理課 TEL: 03-3501-0080 e-mail: bz1-suigin@meti.go.jp
環境省環境保健部 水銀対策推進室 TEL: 03-5521-8260 e-mail: suigin@env.go.jp

²一般照明用ランプについては、一般社団法人日本照明工業会の資料を参照ください。
https://www.jlma.or.jp/kankyosuisigin/docs/suigin_lamp_youto.pdf

周知内容のポイント：

- 蛍光灯の製造・輸出入は製品の種類に応じて**2027年末までに段階的に廃止**。
- 製品の継続使用、在庫の売買及びその使用は可能。
- **LED照明への計画的な更新**（LED照明への切り替えが難しい場合は交換用の蛍光灯確保）の呼びかけ。

経済産業省 @meti_NIPPON · 33秒
/計画的なLED化をご検討ください\
「水銀に関する水俣条約」で、2027年までに蛍光灯の製造・輸出入を段階的に廃止することが決定されました。引き続き使用・保管している蛍光灯は使用できますが、計画的なLED化を検討してください。
#水銀 #蛍光灯 #蛍光灯



！ 一般照明用蛍光灯は2027年に製造中止に！
LEDへの交換を進めましょう

経産省X（旧ツイッター）による周知（7月）

プラスチック条約：第4回政府間交渉委員会（INC4）結果概要

2024年4月
外務省・環境省・経産省

- **2024年4月23日～29日、INC4がカナダ（オタワ）において開催され、第3回政府間交渉会合（INC3）を受けて作成された条文案の改定版を基に、条文案（オプション）について整理・統合の議論が行われた。**
- ※ これまでに2022年11月にINC1（ウルグアイ）、2023年5月にINC2（パリ）、2023年11月INC3（ナイロビ）において交渉会合を実施。

1. INC4での議論及び成果

- **INC4では、①条約の前文・スコープ・目的・原則、②主要義務規定（一次プラスチックポリマー、懸念のある化学物質・ポリマー、問題があり回避可能なプラスチック製品、製品設計、拡大生産者責任（EPR）、廃棄物管理等）③条約の実施手段・措置（資金・技術支援、国別行動計画等）等の分野毎に複数のグループに分かれて議論。**
- **交渉の結果、オプションの整理・統合が進んだ分野もあった一方、追加的なオプションの提案がなされ、意見の集約には至らなかった分野もあった。**その上で、**統合した条文案をINC5における交渉文書とし、2024年末までの作業完了に向けた努力の継続を確認。**
- **また、今年11月のINC5までの会期間に、①プラ製品、懸念のある化学物質、製品設計等の基準など主要義務規定、②資金・技術支援等の実施手段に関して専門的・技術的な作業を進めることが合意され、それぞれについて専門家会合の開催を決定。**
- **加えて、条約案の法的確認等を行うグループ（リーガル・ドラフティング・グループ）の設置も決定（INC5で作業開始）。**

2. 日本の主張

- ① **条約の目的に明確な年限目標が必要であり、2040年までの追加的汚染をゼロにする野心を盛り込むべきこと**
- ② **条約に基づく各国の包括的な義務として、社会全体でプラスチック資源循環メカニズムを構築し、生産から廃棄物管理に至るまでのライフサイクル全体で対応に取り組む規定が必要**であること
- ③ **個々の義務規定はプラスチック汚染を抑制するために効果的な措置であることが必要。世界一律の生産制限ではなく、使い捨てプラスチックの削減、環境に配慮した製品設計、リユース・リサイクル及び適正な廃棄物管理といった面で野心的に取り組んでいくべきこと**
- ④ **条約の実施に関する支援は、廃棄物管理のための基礎的な社会システムの構築が重要**であり、**効率的、効果的な措置に重点化し、真に必要な国に対して持続可能な方法で提供されるべきこと。**
- ⑤ **国別行動計画の策定・報告や実施状況の進捗確認のための定期的なレビューが重要**であること、等を主張。

また、包括的な義務規定、製品設計、条約の実施に関する支援等について具体的な提案を行うなど、交渉の進展に貢献。

3. 今後の予定

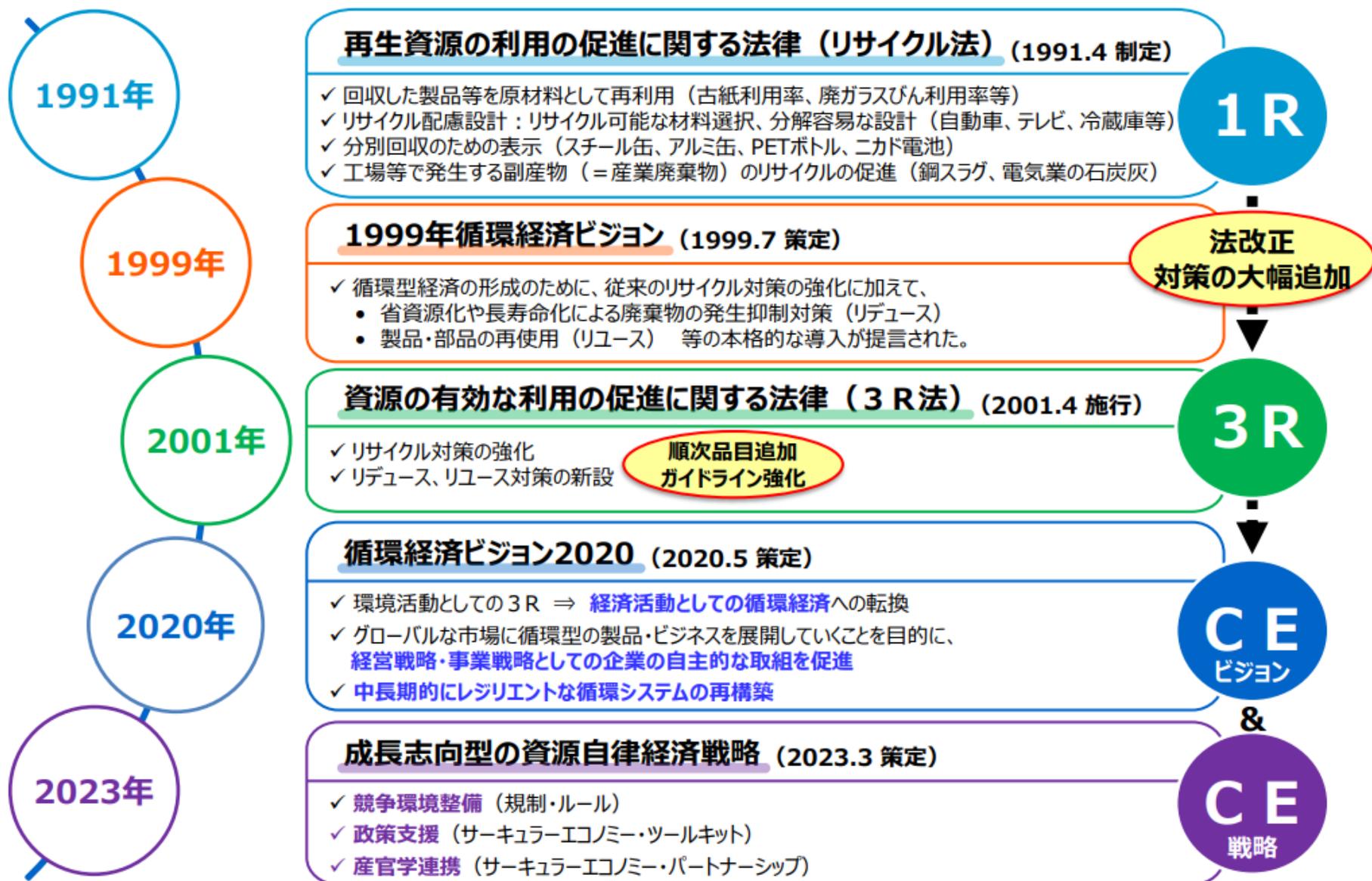
会期間会合
(時期未定)

INC5
11月25日～12月1日 釜山

2024年末までに
作業完了

外交会議（2025年半ば？）（立候補国：エクアドル、ルワンダ、ペルー（共催）、セネガル）

資源循環経済政策の変遷（1R → 3R → CE）



（出典） 経済産業省提出資料（第15回産業構造審議会産業技術環境分科会：令和6年6月）

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた問題意識

資源制約・リスク (経済の自律性)

【資源枯渇、調達リスク増大】

1. 世界のマテリアル需要増大

→ 多くのマテリアルが将来は枯渇
※特に、金、銀、銅、鉛、錫などは、
2050年までの累積需要が埋蔵量
を2倍超

2. 供給が一部の国に集中して いるマテリアルあり

→ 資源国の政策による供給途絶
リスク
※ニッケル、マンガン、コバルト、クロム
など集中度が特に高いマテリアルあり
※中国によるレアアース輸出制限、イ
ンドネシア（最大生産国）による
ニッケル輸出禁止

3. 日本は先進国の中でも自給 率が低い

→ 調達リスク増大の懸念

環境制約・リスク

【廃棄物処理の困難性】

4. 廃棄物処理の困難性増大

- ① 廃棄物の越境制限をする国が
増加、国際条約も厳格化の動
き（バーゼル条約）
- ② 一方、日本国内では廃棄物の
最終処分場に制約

【CN実現への対応の必要性】

5. CN実現には原材料産業によ るCO2排出の削減が不可欠

- ※循環資源等（再生材・再生可能
資源(木材・木質資源を含むバイオ
由来資源)等) 活用により、物質
によるが、2～9割のCO2排出削減
効果
- ※長期利用やサービス化により更なる
削減が可能

成長機会

【経済活動への影響】

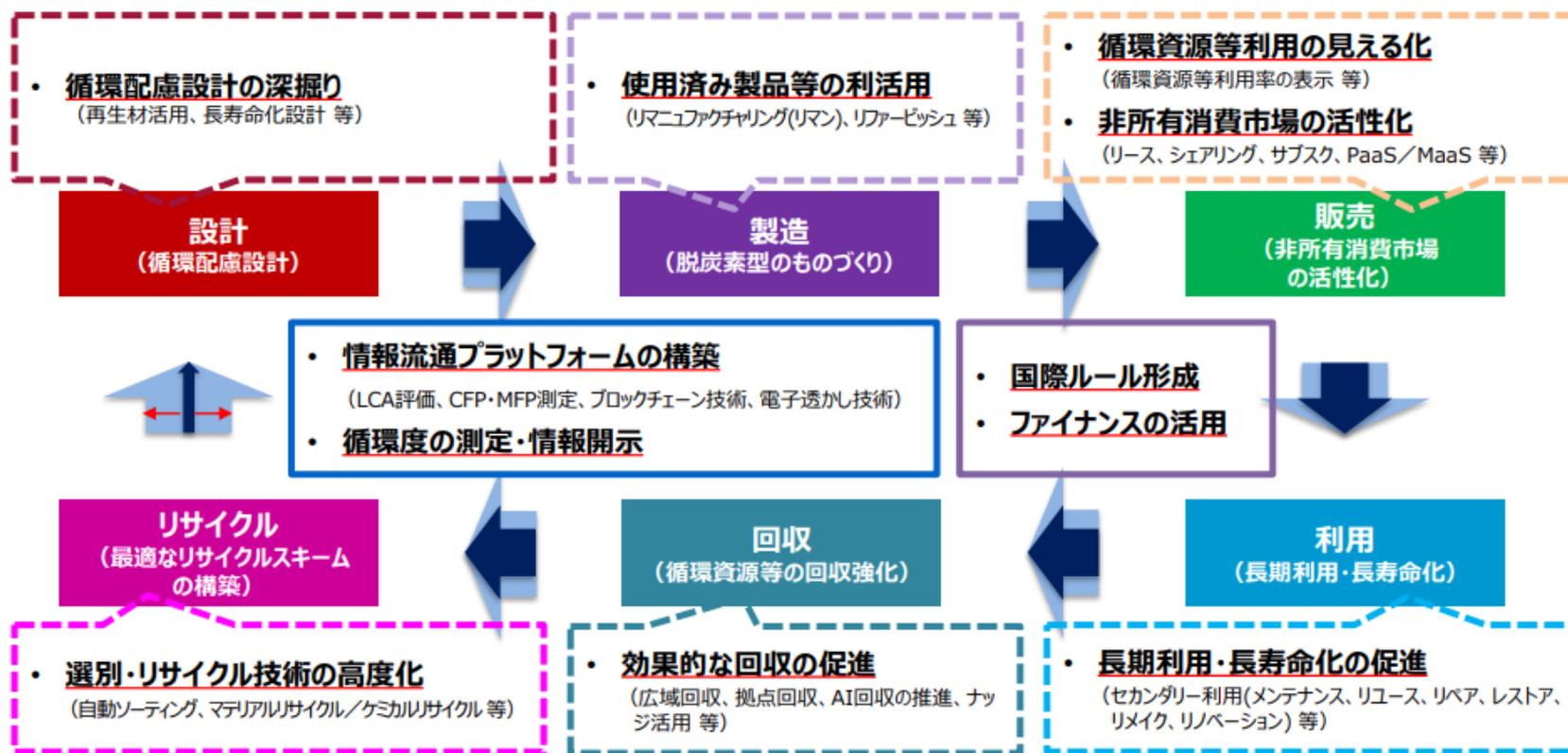
6. 資源自律経済への対応が遅 れると多大な経済損失の可能性

- ① マテリアル輸入の増大、価格高
騰による国富流出、国内物価
上昇のリスク増大
 - ② CE性を担保しない製品は世界
市場から排除される可能性
 - ③ 静脈産業は大成長産業になる
見込み
- サーキュラーエコノミーの市場が
今後大幅に拡大していく見込み
- ※日本国内では2020年50兆円から、
2030年80兆円、2050年120兆
円の市場規模を見込む
- 対応が遅れば、成長機会を
失うだけでなく、廃棄物処理の
海外依存の可能性

(出典) 経済産業省提出資料(第15回産業構造審議会産業技術環境分科会:令和6年6月)

ライフサイクル全体での動静脈産業の連携による「資源循環市場」の創出

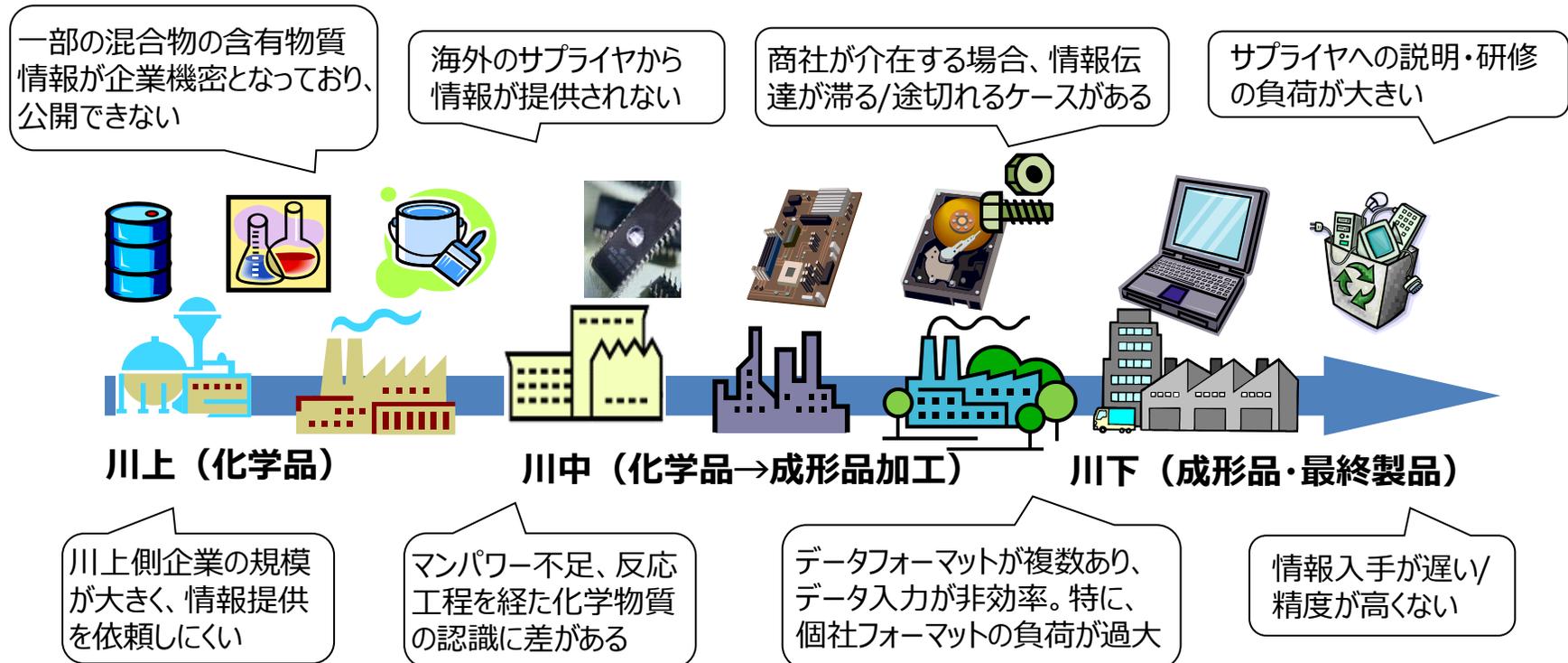
- 現在は世界と比べて小規模に留まる静脈企業の成長を後押しするとともに、動脈企業の循環型ものづくりを標準化・イノベーションを通じて拡大することで、「資源循環市場」を創出し、世界に伍するCEのリーダー企業を生み出していく。



(出典) 経済産業省提出資料(第15回産業構造審議会産業技術環境分科会:令和6年6月)

製品含有化学物質情報の伝達における課題

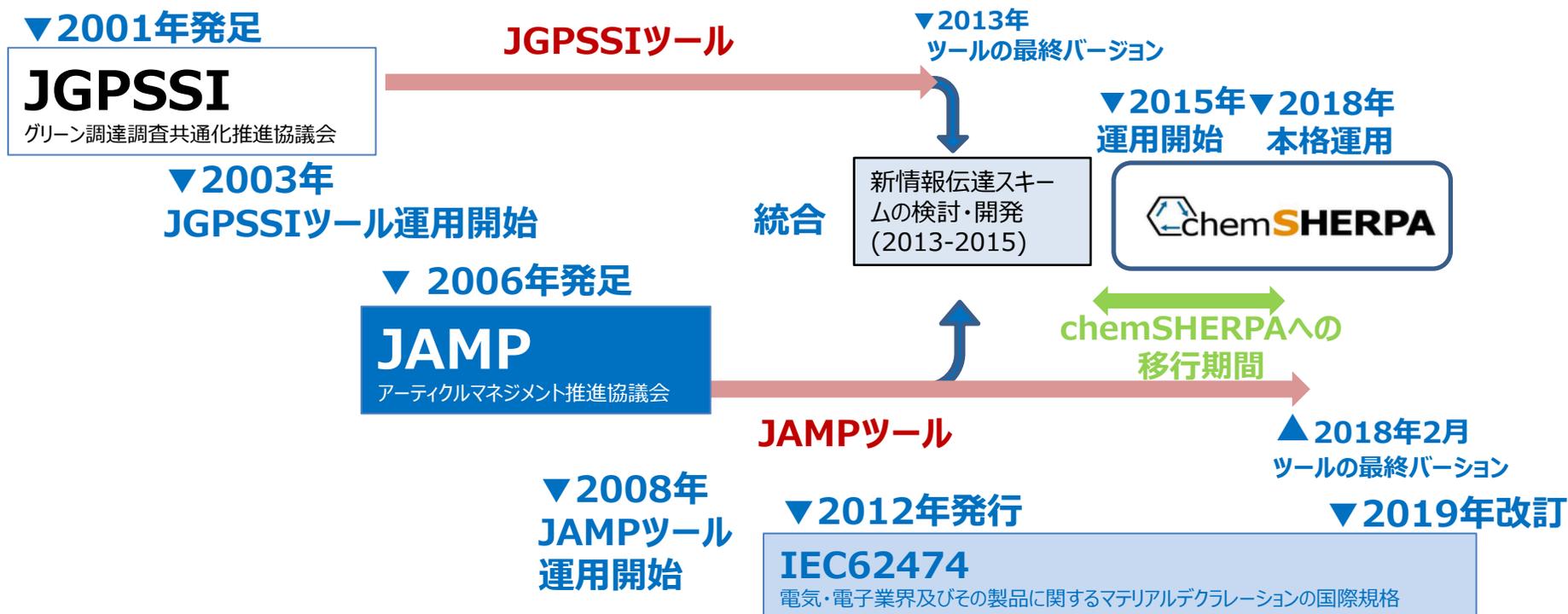
- 最終製品が化学物質規制を遵守するためには、最終製品の材料に規制対象物質が含まれているかを確認する必要がある。一方、材料の製造から最終製品の製造まで自社で完結することは希であることから、遵法のためには大きなコストがかかる。
- このため、**規制されている化学物質の含有情報**が、上流の素材メーカーから下流の最終製品メーカーまでの**企業間で、効率的に伝達されることが重要**であり、**標準的な情報伝達スキームが有効な解決策**となる。



日本発の化学物質情報伝達スキーム「chemSHERPA」

- 電気・電子分野が関わる製品含有化学物質の情報伝達スキームとして、JAMP（アークティクルマネジメント推進協議会）とJGPSSI（グリーン調達調査共通化推進協議会）の2種類が存在していたところ、情報伝達スキーム「chemSHERPA（ケムシェルパ）」として統一し、2018年から本格運用を開始。
- また、電気・電子分野では、製品含有化学物質の情報伝達に求められる要件が国際標準化されていることから、chemSHERPAは、当該国際規格であるIEC62474に準拠。

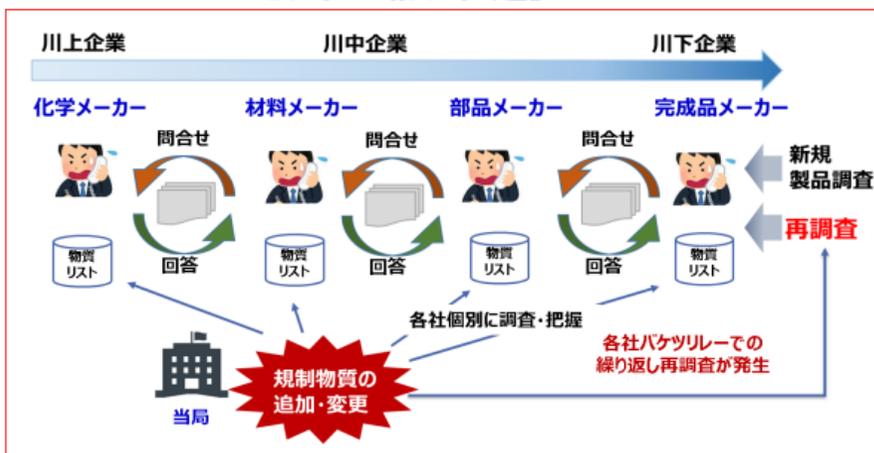
※IEC62474：国際電気標準会議（IEC）が制定し、サプライチェーンの企業間で流通するマテリアルデklarेशन（構成材料/含有物質の情報伝達）に求められる各種の要件等について規定している。



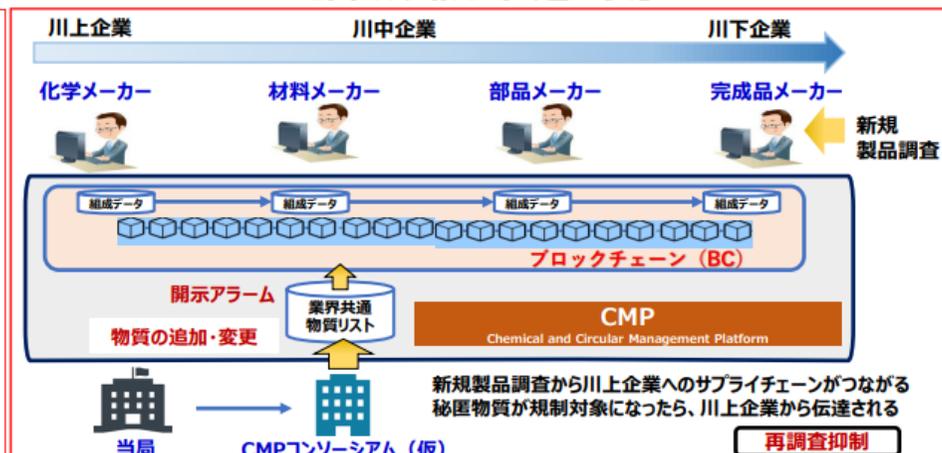
【得られる効果】

- ✓ 川上から川下へのシームレスな情報伝達
 - ✓ バケツリレー型情報伝達から、CMPコンソーシアムからサプライチェーン全体への一括トリガーへの変革
- ✓ 規制変更時に必要となる再調査の抑制
- ✓ 資源循環など新たな情報への展開

【現状の情報伝達】



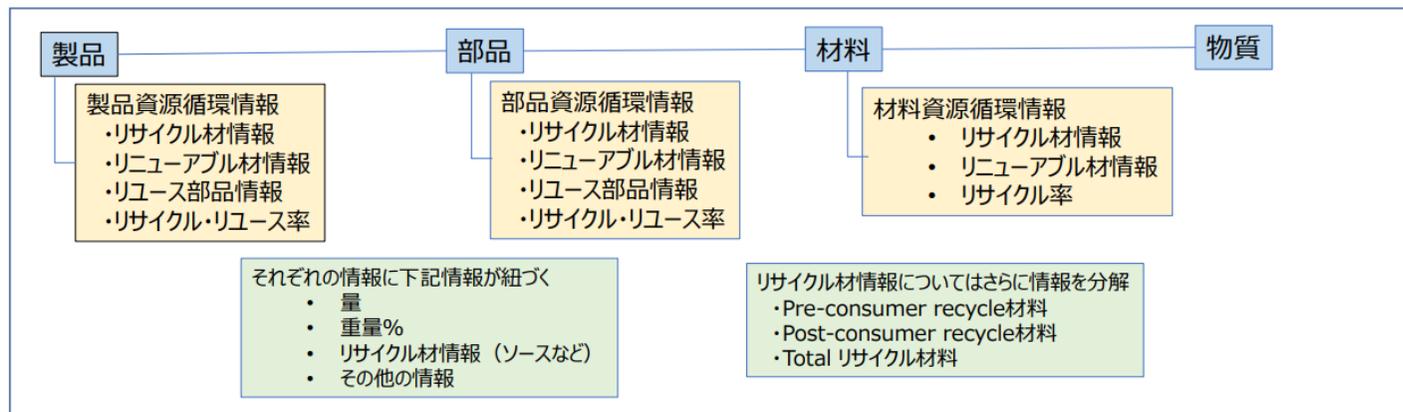
【目指す情報伝達の姿】



CMPが予定している資源循環情報

CMPのデータ構造と資源循環情報の関係 (IEC/ISO82474規格案を考慮して)

それぞれの製品にどれだけ循環資源が採用されているかを把握可能材料情報を提供することで、次なる資源循環情報としてリサイクラー等が使用可能となる



CMPが目指す情報伝達の姿

化学物質情報伝達からデジタルプロダクトパスポート（DPP）※¹で必要となる情報（資源循環情報含む）まで伝達が可能な製品環境に関する情報伝達基盤に成長させていきます。

1. 製品含有化学物質

- ✓ REACH規制など、年々厳しくなる化学物質規制に迅速に対応する（再調査効率化）
- ✓ 精度向上、業務効率の向上を図ると同時に秘匿物質の確実な情報管理を実現

2. 資源循環

- ✓ 欧州エコデザイン規則※²を睨み、DPPを意識したバリューチェーンでの資源情報を共有する
- ✓ CMPは、製品・部品・材料・化学物質のヒエラルキー情報を持つ予定であり、資源循環情報をも加味することで効率的にサーキュラーエコノミーに資する情報共有を実現させる
- ✓ 部品リユース情報、リサイクル材情報（含有率、純度、ソースなど）の伝達を実現

3. グローバル連携

- ✓ 現在策定が進む国際規格（IEC/ISO 82474、Material Declaration）の内容（資源循環情報を含む）を盛り込むことで、グローバル連携を可能とする
- ✓ グローバルに展開されている製品含有化学物質情報に関する基盤（自動車・IMDSなど）との連携を目指す

（※1）製品の環境持続可能性に関する情報（製品の耐久性や修理可能性、リサイクル率、スペアパーツの入手可能性等の情報等）をQRコードなどで簡単に読み取れるようにする仕組み

（※2）様々な製品に対し、再利用や修理可能性、エネルギー効率等製品仕様における持続可能性の要件の枠組みを設定する規則

（出典）CMPタスクフォース提出資料（第11回化学物質審議会・産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会：令和6年3月）